

東日本大震災の被災地・被災者の支援に関する

徳島発の政策提言



平成23年4月

徳 島 県

東日本大震災の被災地・被災者の支援に関する

徳島発の政策提言

去る３月１１日に発生した「東日本大震災」は、広範な地域を大津波が襲い、死者・行方不明者がすでに２万７千人以上に達するなど、未曾有の甚大な被害をもたらしています。

また、福島第一原子力発電所の事故により、多数の方々が避難を余儀なくされ、電力不足による工場の操業停止や農産物の出荷制限といった「新たな被害」が広がるなど、まさに「国難」といえる事態となっており、国や地方自治体が「総力戦」で対応する必要があります。

徳島県をはじめ関西広域連合では、発災直後から、被災地での医療・救護活動や支援物資の輸送とともに、ＱＯＬに配慮した被災者の積極的な受け入れなど、「人的・物的支援」に全力を挙げて取り組んでいます。

と同時に、自治体機能が消失したり、大幅に減退している市町村もあることから、復旧・復興の重大な障害となっている「災害廃棄物処理」や、「公共土木施設の復旧事業」などを、被災地域以外の自治体が一括して「代行実施」できるようなオールジャパンによる支援体制の構築が不可欠と考えています。

そこで、この代行制度を「具現化する道筋」をはじめ、「徳島ならではの」の創意工夫を盛り込んだ「徳島発の政策提言」をとりまとめましたので、国におかれましては、国を挙げての「力強い復旧・復興」に向けて、十分にご検討いただきますよう、ここに提言いたします。

平成２３年４月１３日

徳島県知事 飯泉 嘉門

(目 次)

1	「一括代行制度」の創設による広域的な被災地支援体制の構築について	1
2	被災者等のための義援金に係る税制上の優遇措置の要件緩和について	3
3	被災者向け住宅の提供に係る支援制度の拡充について	4
4	緊急雇用創出事業の活用について	5
5	被災地の児童生徒に対する教育面の対応について	6
6	災害救助法の弾力的な運用について	7
7	原発事故に伴う国産農林水産物や製品の輸出制限への対応について	8

1 「一括代行制度」の創設による広域的な被災地支援体制の構築について

県担当課（室） 環境整備課ゴミゼロ推進室，農村振興課，砂防防災課

【提言内容】

《趣旨・背景》

- ◆ 早期の復旧，復興に向けて，その前提となる「膨大ながれき等の処理」や，衛生環境の悪化を阻止するための合併処理浄化槽の整備（新設・復旧）が喫緊の課題となっている。
- ◆ 被災地域では，自治体機能が消失又は減退しており，国や地方公共団体による全国レベルでの広域的支援体制・制度の構築が求められている。
- ◆ 職員や行政施設に甚大な被害を受けている市町村では，道路や河川などの公共土木施設の復旧に長時間を要することが懸念され，早期復旧のためには関西広域連合や被災地以外の府県による迅速かつ組織的な支援が必要である。
- ◆ 国においては，「被災地の復旧に関する検討会議」で被災市町村の復旧事業を県や国が代行できるよう，制度改革を進めることが確認されている。

《提言内容》

- ① 災害廃棄物の処理や災害復旧事業の実施など，被災市町村が必要とする事業については，被災地域以外の自治体が一括して代行できる制度を創設し，広域的な被災地支援体制を早急に構築すること。
 - ・ 災害廃棄物の処理については，受け入れ処理だけでなく，非被災都道府県が被災地での仮置き場への集積及び分別処理について，一括して代行処理できる制度とすること。
 - ・ 合併処理浄化槽の整備等については，非被災都道府県からの支援（資機材や人材の派遣）がスムーズに行える制度とすること。
 - ・ 被災市町村の要請により復旧事業を代行する都道府県は，関西広域連合や被災地以外の府県も対象とすること。
 - ・ 原則として，測量・設計から復旧工事の発注・契約，工事の完成まで一括して代行できるような制度設計とすること。
- ② 災害復旧工事に必要な支援が被災地以外の民間業界から受けられる環境を整備すること。
 - ・ 早期復旧の観点から，被災市町村の要請に応じて行う，復旧工事に必要な測量・設計・施工・重機の提供については，被災地以外の民間業界からも支援が受けられる環境を整えること。

主務省庁局名 国土交通省河川局防災課，農林水産省，環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
関係法令等 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法，廃棄物の処理及び清掃に関する法律，
浄化槽法

早期復旧・復興に向けた課題！

想像を絶する津波による
公共土木施設の甚大な被害

職員や行政施設の被災による
自治体機能の消失や大幅な減退

関西広域連合や被災地以外の府県による迅速かつ組織的な支援が必要

そこで、早期復旧に向けて

事業量と復旧能力の
ミスマッチの解消

被災自治体の復旧・復興事業を
被災地以外の自治体が「一括代行」する制度を創設

○災害復旧事業の支障となる災害廃棄物の処理

損壊家屋などのがれき
処理は復旧・復興への
第一の課題！

地方自治法上の「事務委託」は可能。
ただし、規約等に関する議会の議決や
告示が必要で迅速性・機動性に課題



○合併処理浄化槽の整備

トイレなど衛生環境の
改善は、被災者の健康
面からも切実な問題！

浄化槽法上、県外からの支援は可能。
ただし、都道府県知事への登録や市
町村長の許可が必要で迅速性・機動
性に課題



H23.4.1 徳島新聞 避難所トイレ4割問題、被災者の感染症増加
H23.4.5 毎日新聞 被災地は過酷な衛生状態、悪化しがちの病状

○災害復旧事業代行制度の創設（道路、下水道等のインフラ復旧）

- ・市町村の災害復旧事業を被災地以外の自治体が代行
- ・「測量・設計、発注・契約、工事の完成」までの一連の業務を一括して代行

測量・設計



施工



<類似事例>

過疎地域自立促進特別措置法に基づく都道府県代行制度

・他法令（道路法、下水道法等）の規定にかかわらず、
過疎地域の市町村が管理する施設を、都道府県が
代わって整備できる制度

（対象事業） 基幹的な市町村道等の新設及び改築
市町村が管理する公共下水道の設置

一元的に実施することにより・・・

被災地の早期復旧・復興に貢献！

2 被災者等のための義援金に係る税制上の優遇措置の要件緩和について

県担当課（室） 地域福祉課

【提言内容】

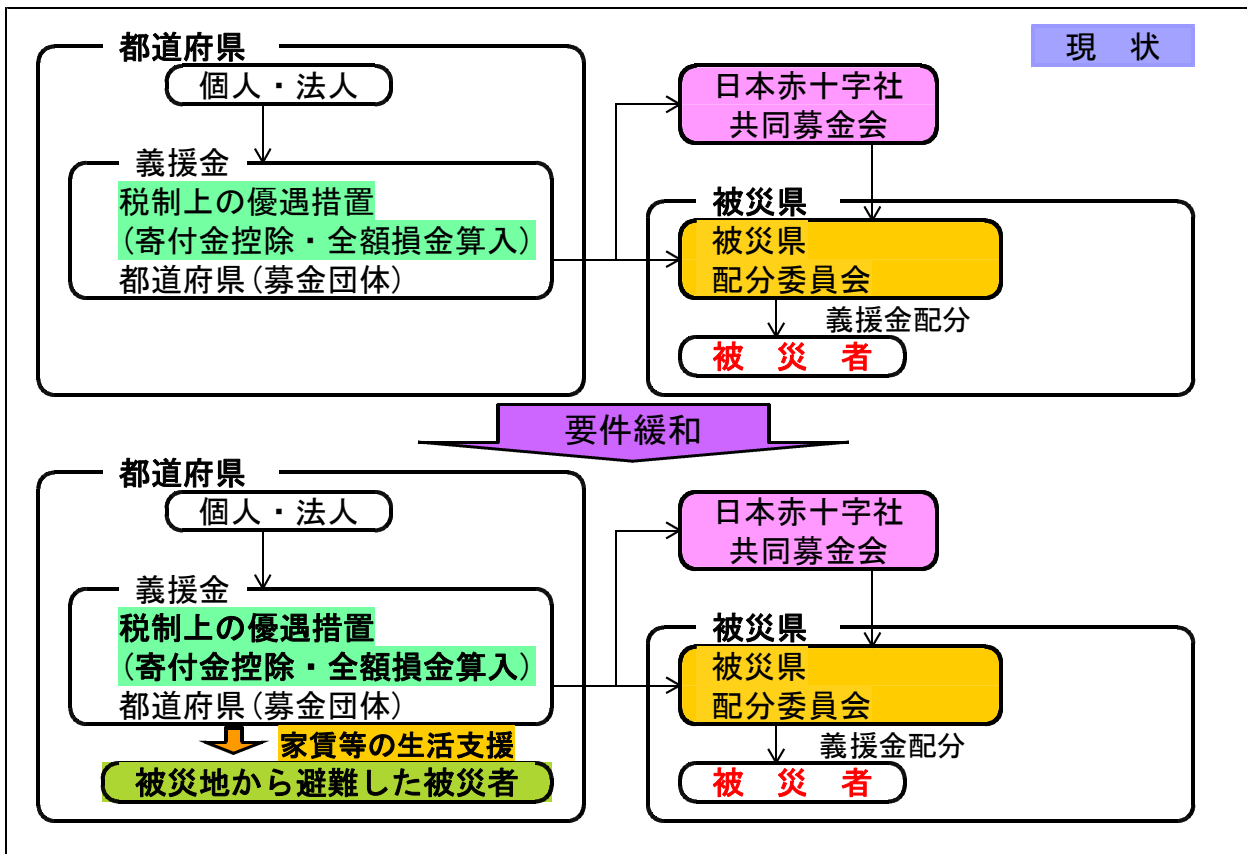
《趣旨・背景》

- ◆ 今回の東日本大震災では、被災県から他の都道府県へ避難した被災者は多数にのぼるとみられ、徳島県をはじめ、各都道府県において被災者の受入、支援に向けた取組が進められている。
- ◆ 一方、被災者のための義援金等の募金団体に対して拠出した義援金等については、最終的に被災地の義援金配分委員会等に対して拠出されるものであるときに限り、「国又は地方公共団体に対する寄附金」として、寄附金控除、全額損金算入が認められている。
- ◆ 被災者を受け入れた都道府県においては、被災者のための義援金等を、家賃等の生活支援に要する経費にも充て、迅速な支援を進めたいが、この場合には、寄附金控除、全額損金算入が認められていない。

《提言内容》

- ① 被災者のための義援金等について、税制上の優遇措置の要件を緩和すること。
 - ・ 各都道府県が、受け入れた被災者に対して家賃等の生活支援に要する経費に充てる場合にも、「国又は地方公共団体に対する寄附金」とするよう、寄附金控除、全額損金算入の要件を緩和すること。

【提言の概要図】



主務省庁局名 財務省主税局

関係法令等 所得税法基本通達、法人税法基本通達

3 被災者向け住宅の提供に係る支援制度の拡充について

県担当課（室） 住宅課（職員厚生課，福利厚生課）

【提言内容】

《趣旨・背景》

- ◆ 被災地以外の自治体が、被災者の二次避難を受け入れるに当たっては、発災時からの避難所生活等によって、心身の疲労が積み重なっていることに配慮し、被災者のクオリティ・オブ・ライフ（QOL）を回復できるよう、良好な住環境の確保をはじめとするきめ細やかな支援が求められている。
- ◆ 災害救助法では、被災地以外の自治体が被災者を公的賃貸住宅に受け入れる場合に必要となる補修については、被災地地方公共団体からの要請が必要であり、また補修以外の最低限生活に必要な住宅設備等の整備は認められていない。
- ◆ このことから、被災者が希望する自治体における円滑かつ迅速な受け入れを可能とするとともに、被災者を受け入れる自治体の財政負担の軽減を図るため、災害救助法の適用範囲の拡大と拡充が必要である。

《提言内容》

- ① 被災地以外の自治体が被災者向け住宅を提供するために必要となる経費について、国費負担の対象とすること。
 - ・被災地以外の自治体が被災地からの要請前に行う公的賃貸住宅の提供についても、「応急仮設住宅の供与」の対象となるよう弾力的な対応を行うこと。
 - ・公的賃貸住宅に受け入れた避難被災者のQOLを確保するためには、最低限生活に必要な住宅設備等（照明器具，給湯器，ガスコンロ，カーテン，空調設備）の整備が必要となるため、その整備費用についても対象とすること。

【提言の概要図】

災害救助法

【現 行】

【改正案】

○応急仮設住宅（公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の借上げ含む）の供与

・被災地での供与
・被災地からの要請による被災地外での供与

適用
範囲の
拡大

《追加》
・被災地からの要請前に行う被災地外での供与（補修を含む）
（事後要請の導入・弾力的運用）

○応急仮設住宅を建設する場合に 対象となる住宅設備等

照明器具
カーテン
空調設備
ガスコンロ
給湯設備
浴 槽
風呂釜

適用
範囲の
拡充

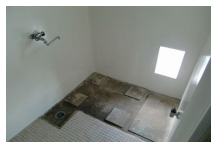
居 間



台 所



浴 室



○公的賃貸住宅も対象とする とともに内容を拡充

設置

照明器具
カーテン
空調設備

設置

寝具、テレビ
等の家電

設置

ガスコンロ
給湯設備

設置

浴 槽
風呂釜

円滑かつ迅速な受け入れ・自治体の負担軽減

4 緊急雇用創出事業の活用について

県担当課（室） 労働雇用課

【提言内容】

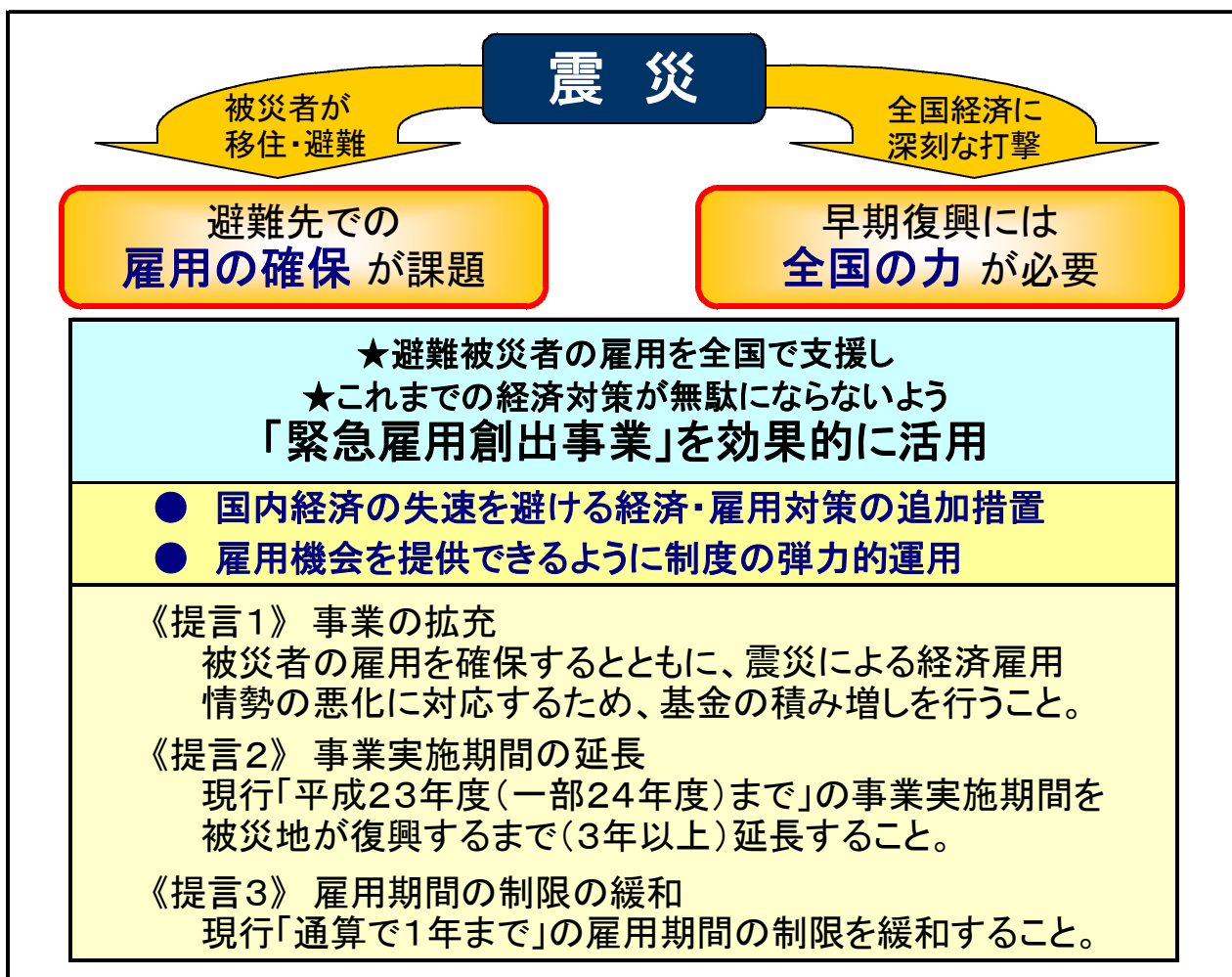
《趣旨・背景》

- ◆ 地震による被害が甚大で広範囲に及んでいることから、被災者の多くが県外に避難せざるを得ない事態となっており、避難先での雇用の確保が大きな課題となっている。
- ◆ こうした中、避難者に対する雇用を確保する上で、既に各都道府県で実施している緊急雇用創出事業を活用することが極めて有効な方法であると考えられる。
- ◆ また、緊急雇用創出事業の拡充は、全国的に懸念される震災による経済雇用情勢の悪化を避けるためにも必要である。

《提言内容》

- 被災者の避難先での雇用の確保と、震災による経済雇用情勢の悪化に対応するため、緊急雇用創出事業を拡充するとともに、より一層活用しやすい制度とすること。
 - ・事業の拡充（基金の積み増し）を行うこと。
 - ・事業実施期間を被災地が復興するまで（3年以上）延長すること。
 - ・「通算1年まで」の雇用期間制限を緩和すること。

【提言の概要図】



主務省庁局名 厚生労働省職業安定局
関係法令名 雇用対策法

5 被災地の児童生徒に対する教育面の対応について

県担当課（室） 教職員課

【提言内容】

《趣旨・背景》

- ◆ 東日本大震災による甚大な被害により、学校の再建・再開に向けて取り組む教職員に係る負担が非常に大きなものとなっている。
- ◆ 本県では、心のケアや特別な支援が必要な児童生徒への対応等を図るため、養護教諭や特別支援担当の教員等を派遣し、被災地の積極的な支援を行っている。
- ◆ また、被災された地域の児童生徒等の県内公立学校への受け入れなど、あらゆる面から長期的に被災地を支援していく体制を整えている。
- ◆ このような中、新学期を控え、被災した児童生徒等に対し、よりきめ細やかな支援を行うためには、被災地はもとより、被災地を応援する地方公共団体においても教職員の増員等が必要不可欠である。

《提言内容》

被災地を支援する都道府県に対する教職員の弾力的な加配措置等を講ずるとともに、支援に必要な経費等について財政措置を講ずること。

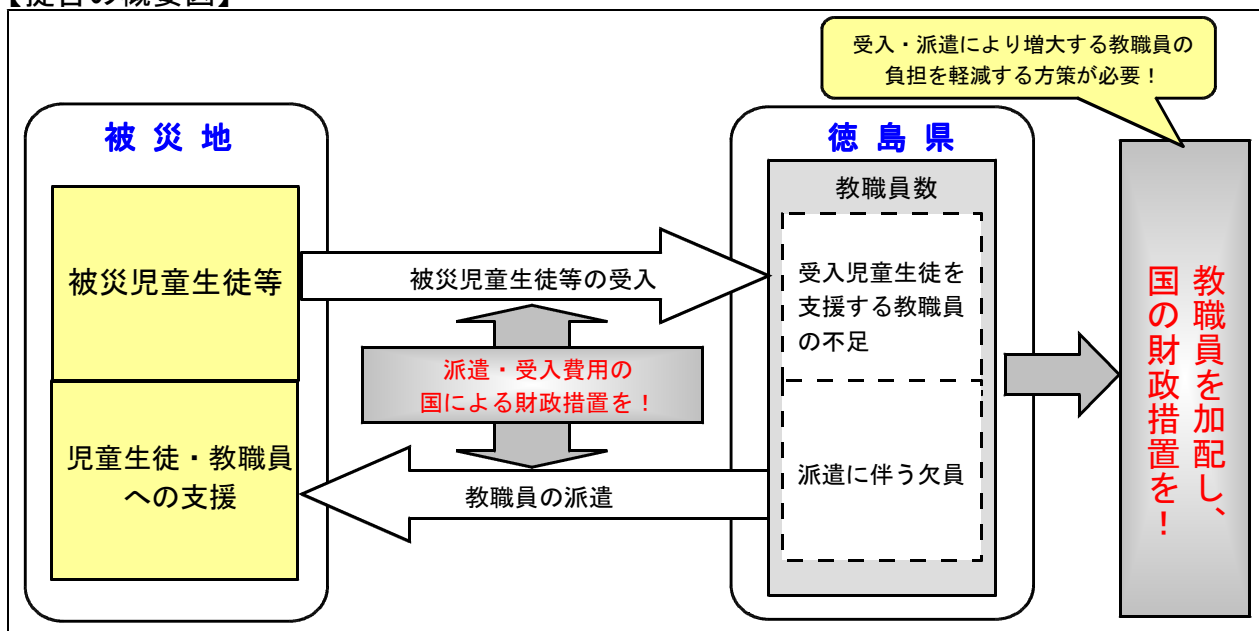
① 受け入れ支援

- ・ 児童生徒等の心のケアを行うなど、異なる生活環境にスムーズに適応して学習ができるように、被災地から児童生徒等を受け入れた都道府県等に対し、支援を行う加配教員を重点的に配分し、その財政措置を講ずること。
- ・ 避難した児童生徒等を受け入れることに伴い必要となる教科書、教材・教具等を確保できるよう適切な財政措置を講ずること。

② 被災地への派遣支援

- ・ 被災地の児童生徒等をきめ細やかに支援するため、一定期間にわたり被災地へ教員等を派遣する都道府県に対し、不在中の教育活動が円滑に実施できるよう加配教員等を重点的に配分し、その財政措置を講ずること。

【提言の概要図】



主務省庁局名 文部科学省初等中等教育局財務課，総務省自治財政局
関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

6 災害救助法の弾力的な運用について

県担当課（室） 南海地震防災課

【提言内容】

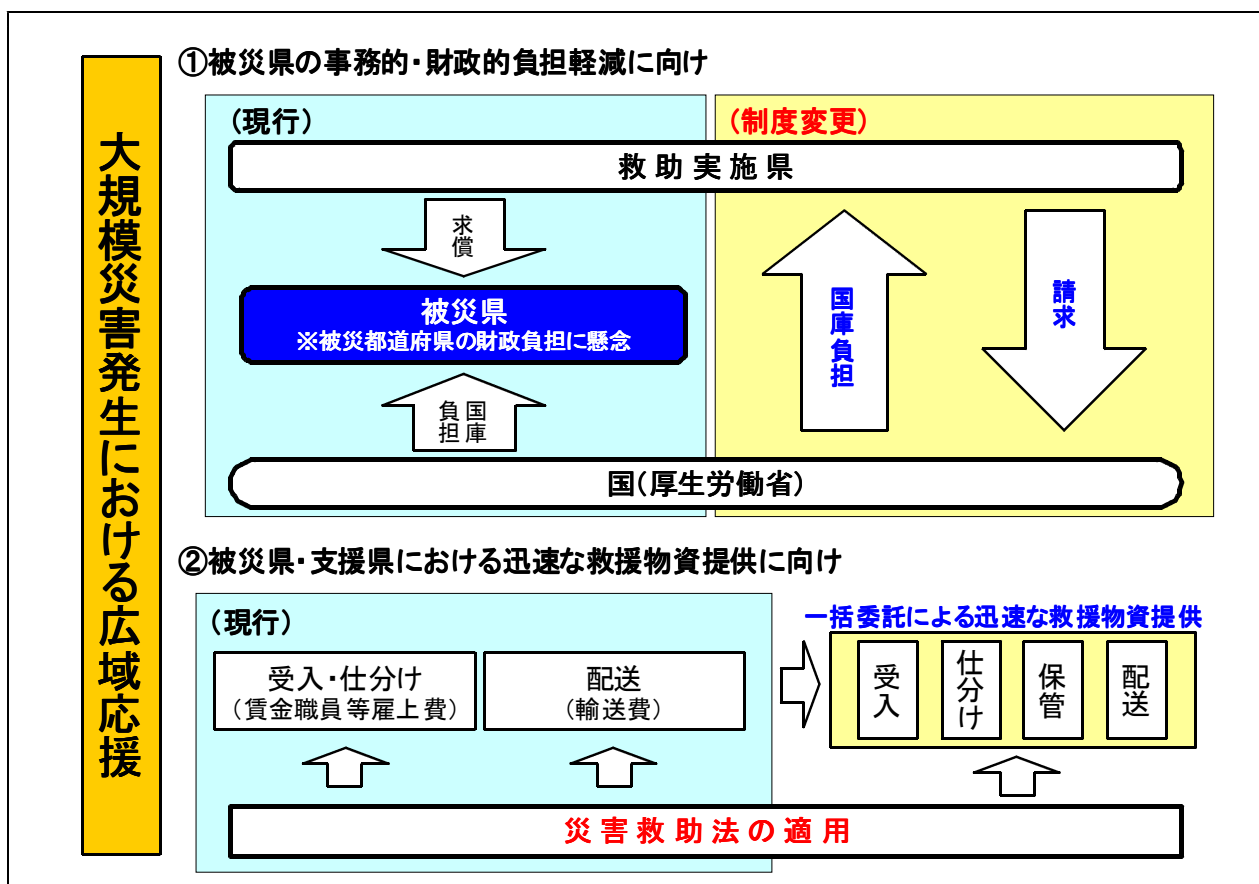
《趣旨・背景》

- ◆ 今般の東日本大震災の被災状況にかんがみ、県域を越えた避難も想定されるところであるため、被災地でない都道府県が被災した県の要請を受け、災害救助法に基づく救助を実施した場合において、被災県の実情・実態を踏まえ、支援を円滑にするための枠組みが必要である。

《提言内容》

- 全国的な支援を可能とするため、弾力的に災害救助法を適用すること。
 - ・被災地外の都道府県が救助に要する費用を支弁した場合、被災した都道府県に求償するのではなく、**国への直接請求**できるよう制度変更すること。
 - ・救援物資の管理・運営（受入から配送まで）を一括して委託する場合の経費について災害救助法が適用できるようにすること。

【提言の概要図】



主務省庁局名 厚生労働省社会・援護局総務課

関係法令等 災害救助法

7 原発事故に伴う国産農林水産物や製品の輸出制限への対応について

県担当課 商工政策課，とくしまブランド戦略課

【提言内容】

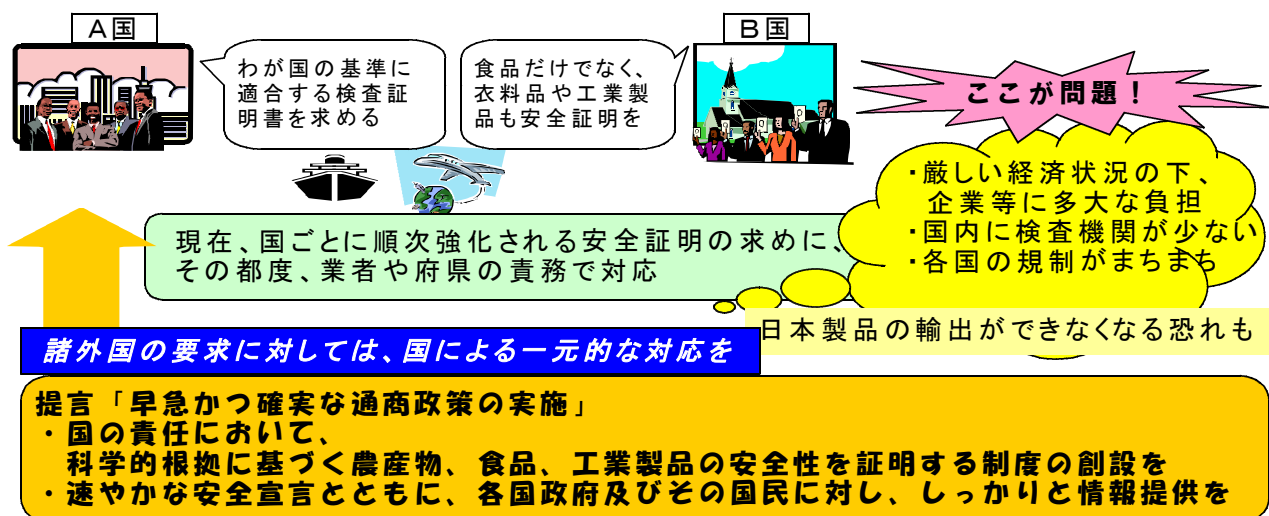
《趣旨・背景》

- ◆ 福島第一原子力発電所の事故発生以来，海外において，風評被害により，日本製品への不安感や諸外国政府による規制措置が拡大し，このうち，本県において「香港」「台湾」を中心に「なると金時」「いちご」はじめ県産農林水産物について，現在，輸出便を休止せざるを得ない状況となっている。
- ◆ また，農産物はもとより加工食品等において，EU諸国はじめ輸入規制の強化により，企業等の輸出に際し，原産地証明や相手国の基準に適合することの証明書等を求められ，国においては，放射能検査等を企業が自ら行い証明するスキームの運用を開始したところであるが，国内に放射能検査機関が少ない上，極めて厳しい経済情勢のもと懸命に努力している企業等に多大な負担を強いている。
- ◆ こうした動きは，世界各国に，対象品目も医薬，工業製品にも拡大し，日本製品が輸出できない事態へと進展することも懸念され，わが国経済産業の大幅な停滞や，国際収支が大きく後退する恐れがあることから，国の責任において，国益の保護を最優先に位置づけた「早急かつ確実な通商政策の実施」が求められる。

《提言内容》

- ① 放射能汚染に関して問題のない生産物及び製品，地域については，国の責任において，早急に科学的根拠に基づく安全性を証明する制度を創設すること。
- ② こうした制度創設のもと，速やかに安全宣言を行い，世界各国政府及びその国民に対し，しっかりと情報提供を行うことにより，国内農業者や企業等が従来どおり，安定的に輸出できる環境を整備すること。

【提言の概要図】



主務省庁局名 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課，農林水産省大臣官房国際部国際経済課